

中南部地域外浄水施設運轉管理巡回等業務委託

一般仕様書

姫路市上下水道局水道部浄水課

目 次

第1条 目的	
第2条 業務の履行	
第3条 業務の範囲	
第4条 業務の実施	
第5条 業務の管理	
第6条 業務体制の確立及び教育	
<hr/>	
第7条 業務技術員の服装等	
第8条 技術員の届出	
第9条 業務責任者及び代行者の配置	
第10条 業務責任者の任務	
第11条 書類の提出等	
<hr/>	
第12条 緊急時の対応	
第13条 異常時等の連絡及び処理	
第14条 火災の防止	
第15条 侵入者の防止等	
第16条 支給品・貸与品	
<hr/>	
第17条 経費の負担	
第18条 施設台帳への入力	
第19条 業務記録等の整備	
第20条 業務の報告	
第21条 業務検査	
第22条 業務の引継	
第23条 責任	
<hr/>	
第24条 雑則	
第25条 その他	
<hr/>	

1

2

3

4

5

(目的)

第 1 条 この仕様書は、姫路市上下水道局（以下「甲」という。）が管理する次の各施設運転管理及び有人浄水場巡回等業務委託に適用する。

- (1) 旧姫路地域及び家島地域内の各浄水施設、北部地域内3給水施設
- (2) 赤穂送水ポンプ場及びその他関連施設（(1)(2)【中南部地域点検対象施設】参照）
- (3) 保城浄水場（姫路市保城527番地）
- (4) 甲山浄水場（姫路市豊富町豊富1863番地）

(業務の履行)

第 2 条 受託者（以下「乙」という。）は、各施設及び浄水場の機能が十分発揮でき、かつ適切な浄配水・水質管理を行えるよう、本仕様書の他、委託契約書及びその他関係書類等に基づき、関係法規等を遵守し誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

(業務の範囲)

第 3 条 業務種別は次のとおりとし、その内容の詳細は一般仕様書、特記仕様書によるものとする。

- (1) 浄水施設運転管理及び巡回等点検業務(特記仕様書第10条1)
- (2) 水質自動計器点検業務(特記仕様書第10条2)、特記仕様書(水質自動計器点検業務編)
- (3) 試料水採水運搬(特記仕様書第10条3)、特記仕様書(試料水採水運搬(浄水定期検査)編)
- (4) 耐震性貯水槽点検業務(特記仕様書第10条4)、特記仕様書(耐震性貯水槽点検業務編)

(業務の実施)

第 4 条 乙は、業務を円滑に遂行するため、委託契約書、一般仕様書、特記仕様書（委託業務内容表を含む）により業務内容及び範囲を把握し、甲と十分協議の上責任を持って誠実に業務を遂行しなければならない。

- 2 甲は、必要がある場合には、業務の内容及び範囲を変更することができる。この場合の仕様書等の取り扱いは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 3 乙は、業務の内容及び範囲について疑義が生じたときは、甲に対して書面により申し出なければならない。この場合の処理は前項と同様とする。
- 4 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは協議の上、定めるものとする。

(業務の管理)

第 5 条 乙は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

- 2 乙は、労働安全衛生法等の災害防止関係法の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な処置を講じ、速やかに甲に報告すること。
- 3 乙は、業務の実施にあたり、本業務に係る関係諸法令を遵守すること。
- 4 乙は、各施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、各施設運転に精通するとともに、業務の履行に当たり常に問題意識を持ち、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 5 乙は、豪雨、台風、地震、濁水その他天災、並びに各施設の機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるよう準備すること。

(業務体制の確立及び教育)

第 6 条 乙は、業務体制を確立し、業務開始と同時に業務が確実に実行できる従事者を配置するものとし、あらかじめ水道事業の社会的使命及び特殊性を十分認識させるとともに、水道法、一般的な各施設に関する知識の他、各施設の固有の特徴、水質検査の目的・方法について必要な教育と訓練を行い、従事者の資質・技術向上に努めなければならない。

- 2 安定した業務体制を維持するため、乙は従事者の変更を行おうとする場合、後の業務に支障が出ないように、事前に従事予定者に対し研修を実施しなければならない。

(業務従事者の服装等)

第 7 条 乙は、業務従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ、胸には名札を着用させるとともに、対応については、市民等から指摘を受けないように努めなければならない。

(技術員等の届出)

第 8 条 乙は、技術員選任届を提出すること。内容の変更があった場合も同様とする。

2 乙の技術員について、業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、甲、乙協議する。

(統括責任者等及び副統括責任者の配置)

第 9 条 乙は、技術員の中から統括責任者・副統括責任者を選任し、配置すること。

2 統括責任者については、経歴書(資格を証明するものを含む)を添付した統括責任者届を提出すること。また、副統括責任者については、副統括責任者届を提出すること。

3 副統括責任者は、統括責任者が不在のときは、統括責任者に代わって忠実にその職務を遂行しなければならない。また、その場合は事前に委託者に届け出なければならない。

4 統括責任者は、水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士 2 級以上の資格を有する者とし、副統括責任者は、水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士 3 級以上もしくは電気工事士(第二種)以上の資格を有する者とする。

5 機械又は電気に関する技術経験を有する者とする。

6 水処理施設の維持管理に関する技術経験を有する者とする。

(統括責任者の任務)

第 10 条 統括責任者の任務は次のとおりとする。

(1) 統括責任者は、現場の最高責任者として、技術員の指揮、監督、技術技能の向上、労働安全衛生の確保、勤怠管理を行うとともに、事故防止に努めること。そのために、委託契約書、一般仕様書、特記仕様書、委託業務仕様書、その他関係書類等により、業務の目的、内容、施設の機能、及び設備の管理状況等を十分に理解、把握し、甲と常に密接に連絡を取りながら業務の適正かつ円滑な遂行を図るとともに、緊急時においても直ちに対処できるように努める。

(2) 統括責任者は常に甲と連絡が取れる体制を整えておく。

(3) 技術員に対する指揮・命令を通じ、円滑な業務の遂行を図る。

(4) 甲の連絡・要請を受け、技術員への周知徹底を図る。

(5) 業務に必要な知識・技術技能の向上を図るため技術員の指導にあたる。

(6) 技術員の健康管理にあたる。

(7) 甲から緊急時等の対応を要請された場合、乙は業務体制を整えるとともにこれの指揮及び監督にあたる。

(8) 甲への報告を行う。

(書類の提出等)

第 11 条 乙は、業務の実施にあたり、次の書類を甲に対し、各々示した期限までに提出しなければならない。

(1) 委託業務着手届

(2) 委託業務工程表

(3) 業務組織表

(4) 技術員名簿

(5) 統括責任者選任届(経歴書を添付)

(6) 緊急連絡表

(7) 委託業務完了報告書

(8) 点検結果報告書及び業務状況写真

(9) 業務作業日報

(10) カードキー借用書

(11) その他発注者が必要とするもの

(12) 一般仕様書、特記仕様書に記す有資格者に関する資格・免許の写し

(13) その他甲が要求する書類（都度甲と協議）なお、提出した書類の内容について変更が生じた場合、その都度提出すること。

2 第2号の委託業務工程表については、着手前に発注者と協議のうえ作成するものとする。ただし、承認した工程表であっても発注者が必要と認めるときは変更できるものとする。

(緊急時等の対応)

第12条 甲は、災害その他特に必要があると認めるときは、乙に対し緊急時の対応を要請することができるとともに、乙は速やかに技術員を非常招集できる体制を確保すること。その際、乙は甲からの要請に対して誠実に応えなければならない。

2 甲は、当課が主管する施設に災害、その他応援の必要があると認められるときは緊急時の対応の協議を要請することができる。

(異常時等の連絡及び処理)

第13条 乙は、業務中において通常でない状態を発見し、又は通常でない状態が起りうると予測される場合は、速やかにその原因を調査し、必要に応じて第三者への2次災害防止等の適切な処置を講ずるとともに、現場で対応可能なものについては速やかに作業を実施すること。作業終了後、甲に対し、その内容についての報告を速やかに書面にて行うこと。ただし、その異常が施設の運用に支障をきたすものであるときには、直ちに甲に報告する。

2 乙は、異常を発見し初期対応を行った結果、乙で対応できないと判断した場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、外部から異常等についての情報が入った場合や甲へ連絡する必要がある場合は、直ちに甲にその情報を転送する。

4 乙は、緊急時における甲への連絡先について、業務報告の際に甲が示す緊急連絡の担当者を確認すること。

5 乙は、異常を発見した場合、直ちに応急処置を行い、その経過・処置状況の画像等含めた報告を通常勤務時間内にメール・FAX等を用い実施する。ただし、その他時間帯で乙において対処できない異常・緊急報告が必要な場合は、事前に甲乙協議のうえ定めた連絡担当者へメッセージングアプリ等を用い状況画像等含め報告し対処しなければならない。

(火災の防止)

第14条 乙は受託施設の火災の発生を未然に防止するため、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

(侵入者の防止等)

第15条 乙は、設備機器、備品工具等の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 乙は、施錠、解錠の管理を確実にしなければならない。

(支給品・貸与品)

第16条 甲は、乙に業務に必要な図書及び物品を支給または貸与できる。

2 乙は、支給材料または貸与品の引き渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書または借用書を提出しなければならない。ただし、消耗品等の軽微なものは除く。

3 乙は、支給材料または貸与品を、常に善良なる管理者の責任で使用及び保管しなければならない。

(経費の負担)

第 17 条 乙が負担すべき経費は、次のとおりとする。ただし、甲が使用を認めた場合は、この限りでない。

- (1) 各種作業服・各種靴
- (2) 安全対策器具類（ヘルメット、保護メガネ、マスク等）
- (3) 点検表等記載に必要なパソコン及び事務用消耗品
- (4) 電話、FAX及びその他情報通信設備等の機器
- (5) 刈払機等環境整備に使用する機器及び燃料費
- (6) 通常点検・巡回用車両及び車両維持に関わる費用
- (7) その他甲の負担外のもの

2 甲が負担する経費は次のとおりとする。

- (1) 配水関連薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）
- (2) 水質検査用薬品
- (3) 小規模修繕等費用
- (4) その他、業務履行上必要と認める経費

(施設台帳への入力)

第 18 条 乙は各施設での故障等発生時及びその復旧時に本市が所有する水道施設台帳システムへ指示するデータを入力しなければならない。

(業務記録等の整備)

第 19 条 乙は、業務記録などの業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、甲が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(業務の報告)

第 20 条 業務等報告は次号に掲げるとおりとする。甲の承諾を得たときは、この限りではない。

- 2 乙は、甲に点検、整備、修理、故障、事故等を文書にて遅滞なく報告しなければならない。また、甲が必要とした業務についても、業務実績を明確にした報告書を遅滞なく提出しなければならない。
- 3 乙は、平日の日常点検業務報告は、当該業務日中に報告するものとし、休日における日常点検業務の報告については週明けの日常点検時に報告するものとする。
- 4 乙は、月例点検業務の報告は、翌月初めの日常点検時に報告するものとする。

(業務検査)

第 21 条 乙は、月間業務を完了したときは、甲の業務完了検査を受けなければならない。

(業務の引継)

第 22 条 乙は、業務開始の日までに甲が必要と認める期間において前受託者より技術指導を受け、業務の遂行に支障を来すことのないようにしなければならない。

- 2 乙は、委託期間満了の日までの間で甲が必要と認める期間において、後受託者に対して技術指導を行わなければならない。
- 3 上記に要する費用は、乙の負担とする。

(責任)

第 23 条 契約期間中に生じた、運転及び維持管理上の不備や誤操作等に起因する水質の異常、機器等の破損、故障等は、乙の負担において速やかに補修、改善または取替えもしくは、補償等により解決することとする。また、これらに起因して第三者に対し被害を及ぼした場合、乙はその被害者に対して誠意をもって対応し、補償等により解決することとする。ただし、施設の老朽化等乙の運転及び維持管理に起因しない場合や、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(雑則)

第 24 条 乙は、甲の承諾無く甲の所有物を施設外に持ち出し、又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

(その他)

第 25 条 施設の増設や自動化もしくは省力化等により、明らかに乙の業務形態が変更となると甲が判断した場合は、甲乙協議を行った上で設計変更の対象とする。

2 本仕様書に疑義を生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

中南部地域外浄水施設運轉管理巡回等業務委託

特記仕様書

姫路市上下水道局水道部浄水課

委託業務の名称 : 中南部地域外浄水施設運転管理巡回等業務委託
委託場所 : 姫路市内外の姫路市上下水道局の各水道施設【中南部地域点検対象施設】参照
履行期間 : 令和7年(2025年)7月1日から令和10年(2028年)6月30日まで

(業務概要)

第1条 姫路市内外に点在する【中南部地域点検対象施設】参照の委託施設(以下「委託施設」という。)に示す無人施設の全浄水設備及び機器その他装置が、常時正常に機能するように運転管理する業務を委託する。本業務は、委託施設の設備及び機器その他装置の故障等緊急時における365日24時間オンコールに対応した業務を行う。

(法令等の遵守)

第2条 受託者は、本業務の実施にあたり、水道法、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守しなければならない。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(業務の所管及び実施場所)

第4条 本業務の主管・所管及び実施場所は下記のとおりとする。

(1) 主管

姫路市保城527番地(保城浄水場)
姫路市上下水道局水道部浄水課
TEL079-284-2857

(2) 所管

姫路市家島町真浦2137番地1(家島事務所内)※家島地区施設のみ
姫路市上下水道局水道部浄水課家島担当
TEL 079-325-1007

(3) 実施場所

旧姫路地域、家島地域、一部北部地域及び赤穂送水ポンプ場(赤穂市)

(勤務場所等)

第5条 受託者が勤務、常駐する場所は、姫路市保城527番地(保城浄水場内)とするが、家島地域において、諸島浄水施設管理の特殊性、緊急事態への早急な対応を考慮して、諸島内に従事者の拠点等を設けること。受託者は、常駐等に伴う事務手続き等を遅滞なく行うものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 受託者及びその従業員の勤務日及び勤務時間は、原則として姫路市上下水道局一般職員と同様とする。ただし、緊急時はこの限りではなく発注者の指示に従うものとする。

(従事者)

第7条 受託者は、本業務の実施にあたり従業員(以下「技術員」という。)を8名以上登録し、統括責任者1名、副統括責任者1名以上配置するものとする。

(技術員)

第8条 受託者は、本業務に従事する技術員の氏名、年齢、職務分担等を記載した書面を発注者に

提出しなければならない。異動または変更がある場合も同様とする。また、緊急時に円滑に人的支援ができるよう応援者として6名以上の水道技術者（保城浄水場に1時間以内、家島事務所に2時間以内）を登録することとする。

（統括責任者）

第9条 受託者は、技術員のなかから統括責任者を選任し、着手前に発注者に届け出るものとする。統括責任者は、仕様書等から業務内容、目的を十分理解して他の技術者の指揮、監督を行い、委託期間中は常に現場状況を把握し、緊急時には直ちに対応できるよう備えておかなければならない。

（業務の種別）

第10条 受託者が行う点検等種別は次のとおりとする。

- 1 浄水施設運転管理及び巡回等点検【点検対象施設（別紙1）】
- 2 水質自動計器点検（特記仕様書（水質自動計器点検業務編）参照）
- 3 試料水採水運搬（特記仕様書（試料水採水運搬（浄水定期検査）編参照）
- 4 耐震性貯水槽点検（特記仕様書（耐震性貯水槽点検業務編参照）

（業務の内容）

第11条 受託者が実施する業務内容は、下記のとおりとする。

1. 浄水施設全体点検内容

- (1) 無人施設的全設備及び機器類（以下「機器類」という。）の運転操作及び点検整備
- (2) 有人施設的全設備の巡回点検及び機器類の運転管理
- (3) 委託施設の機器類の軽微な故障修理、調整及び消耗部品等の取替
- (4) 委託施設の突発的事故等に対する状況確認及び応急対応
- (5) 委託施設の設備等の更新及び修理工事における現場立会及び復帰後の確認
- (6) 発注者の発注する保守点検、薬品納入等における現場立会及び点検終了後の確認
- (7) 無人施設の定期的な巡視点検及びに保安上必要な保守運転及び現場立会
- (8) 無人施設の定期点検（絶縁抵抗測定及びポンプ振動測定）を年2回実施する。
- (9) 無人施設の清掃、美観管理等の維持管理
- (10) 有人施設の保守管理に係る技術指導、施設運営者への助言及び運用補助業務
- (11) 水質自動計器点検
- (12) 試料水採水運搬
- (13) 耐震性貯水槽保守点検
- (14) その他、委託施設を安全確実に運用するための作業で、発注者が指示するもの

2. オンコール緊急対応

受託者のオンコール対応は、警報発生から原則1時間以内に現地対応できることとする。

- (1) 家島地域の対応は、諸島浄水施設管理の特殊性を考慮し、警報発生から原則3時間以内に現地対応できることとする。ただし、定期船やチャーター船の運行状況を考慮するためその限りではない。また、オンコール出動にかかる費用（家島・坊勢島・男鹿島・西島への渡航費用）については別途協議とする。
- (2) 家島地域の自動通報装置が発報する故障、警報等については遠隔監視端末及び中央監視制御盤にて状況を確認し、速やかに現場へ向かい対応を行うこと。故障及び警報等の対応後は翌日（翌日が休日の場合は週明け）の中央監視制御盤による日常点検時に故障の原因と対応処置を報告すること。

3. 遠隔監視端末による点検（家島地域対象）

夜間休日に通信が可能なところで遠隔監視端末による点検を行う。

- （1）送配水量、水位変化、ポンプ運転状況（送・配水量の急増や水位等の急激な変化）
- （2）残塩値、PH値（指示値のふらつきや急激な変化）
- （3）警報を発報しない設定値内での異常についても確認対応を行う。

4. その他業務（家島地域対象）

- 1) 西ノ浦加圧ポンプ所の受水槽清掃、切替
- 2) 網手給水タンクの管理

（浄水施設運転管理）

第 12 条 受託者は、本業務の実施にあたり全委託施設の運転状況を常に把握し、水質変化及び水位低下等異常が起こらないよう細心の注意を払うこと。

（作業要領）

第 13 条 作業要領は、次号に示すとおりとする。

- （1）受託者は、委託施設等の機器類について、各施設の点検表を作成し、提出すること。
- （2）受託者は、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合は、その都度、発注者に報告し、その経過を記録しなければならない。
- （3）浄水施設巡回点検は予め発注者と協議し、点検計画の承諾を受けたうえ、総合的に点検を行い、その結果を測定、記録等添付のうえ、報告しなければならない。
- （4）点検、調整により発見した不良箇所または事故、故障の発生した損傷箇所のうち、提供部品を用いて現場で修理可能なものについては、修理内容を発注者と協議のうえ、処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに、発注者に報告すること。
- （5）上記内容はあくまで一部であり、受託者は創意工夫をもって機器状態を最良に保つこと。

（有資格者による作業）

第 14 条 電気工作物、薬品物等の取扱いは、関係法令に従って作業を行い、保護具の使用等、その他安全対策に十分注意を払うこと。

（安全衛生管理）

第 15 条 受託者は、労働安全衛生法の規定に基づき技術員の定期又は臨時の健康診断を実施し、従事者の健康管理及び衛生の確保に努めなければならない。受託者は、本業務着手前までに技術員に水道法第 21 条に基づく健康診断を受診させなければならない。赤痢菌、サルモネラ属菌及び発注者が指定する項目について、陰性の技術員のみを本業務に従事させることとし、その受診結果を発注者に提出しなければならない。

（事務所等の提供等）

第 16 条 事務所等の提供等について、次号に示すとおりとする。ただし、浄水課所有施設に限る。

- （1）本業務を実施するために必要な事務所等は発注者が提供する。
- （2）事務所等の使用に伴う光熱給水（ガスを除く）費用は、発注者が負担する。ただし、事務室内の清掃、ゴミ等の処分は受託者の負担とする。
- （3）事務所等の保守に係る必要な交換部品は発注者が負担する。
- （4）本業務の実施に必要と認められる完成図書その他備品類は発注者が貸与する。
- （5）本業務の実施に必要な車両、事務用品等及び工具類、技術員の安全対策用器具類は受託者の負担とする。

(6) 清掃、美観管理等に使用する機器及び燃料費は受託者の負担とする。

(荒天時の対応)

第 17 条 受託者は、天候の変化等により海上の荒天が予想される場合は、本業務に支障が出ないよう予め対策を図ること。

(事故等の防止)

第 18 条 受託者は、本業務の実施をするにあたり各委託施設への移動については安全を第一に行い、事故を起こさないよう注意すること。また、特殊な操作方法等が必要となる送配水施設が多数存在するため、受託者は誤操作による機器等の破損、又は水質事故等が起こればぬよう細心の注意を払うこと。

(守秘義務)

第 19 条 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、本業務以外の目的のために使用してはならない。この契約の終了後も同様とする。

(委託料支払い)

第 20 条 受託者は、3 箇月毎の業務完了時に遅滞なく、委託業務完了報告書を発注者に提出し、完了の確認を受けた後に支払いの請求をするものとする。

(契約の解除)

第 21 条 発注者は、受託者の責により次号の事態を引き起こした場合、契約を解除することができる。この規定により契約を解除した場合、受託者に生じた損害について発注者はその責めを負わない。

- (1) 送水・配水機器に重大な影響を及ぼす施設・機器等の破損
- (2) 水質異常又は水質事故
- (3) 断水・濁水
- (4) その他、第三者に対し多大な損害を与えた場合
- (5) 本業務の継続が困難になった場合

(予算減額等による契約の変更又は解除)

第 22 条 本業務の契約締結後、この契約に係る発注者の予算に減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を変更又は解除することができるものとする。この規定により契約を変更又は解除した場合において、受託者に損害があるときは、受託者はその損害の賠償を発注者に請求することができるものとする。この場合における賠償額は、発注者と受託者の双方で協議のうえ定めるものとする。

(疑義)

第 23 条 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受託者の双方で協議のうえ決定するものとする。

【中南部地域点検対象施設】

無人施設

	施設等名称	所在地		施設等名称	所在地
1	田井浄水場	姫路市田井台1-7	46	北山田ポンプ場	姫路市山田町北山田127
2	林田浄水場	姫路市林田町六九谷1027-2	47	南山田ポンプ場	姫路市山田町南山田866
3	林田補助浄水場	姫路市林田町六九谷1052-3	48	西山田ポンプ場	姫路市山田町西山田578
4	龍野浄水場	たつの市龍野町北龍野164-1	49	丁ポンプ場	姫路市勝原区丁153-86
5	御蔭隧道配水池	姫路市豊富町御蔭3131	50	嵐山台ポンプ場	姫路市岩端町28-26
6	御蔭隧道配水池(計量室)	姫路市飾東町佐良和	51	船越山ポンプ場	姫路市西今宿6丁目461番地276
7	御蔭隧道配水池(接合井)	姫路市豊富町佐良和	52	田井端末監視点	姫路市田井台1-7
8	北平野配水池	姫路市梅ヶ谷町773-5	53	浜田端末監視点	姫路市網干区浜田1611
9	北平野配水池(計量室)	姫路市梅ヶ谷町773-5	54	大塩端末監視点	姫路市大塩町292-4
10	太市配水池	姫路市西脇1580-68	55	岡町端末監視点	姫路市山野井町140
11	太市配水池(弁室)	姫路市西脇1580-68	56	中浜端末監視点	姫路市飾磨区中浜町一丁目4-2
12	八丈岩山配水池	姫路市田寺東一丁目906-100	57	妻鹿端末監視点	姫路市飾磨区妻鹿987-8
13	八丈岩山配水池(弁室)	姫路市田寺東一丁目906-100	58	見野端末監視点	姫路市四郷町見野824-2
14	美濃山配水塔	姫路市町田252-2	59	田寺端末監視点	姫路市田寺東二丁目43
15	美濃山配水塔(計量室)	姫路市町田252-2	60	玉手端末監視点	姫路市玉手四丁目111
16	グリーンハイツ配水池	姫路市打越1336-122	61	豊沢端末監視点	姫路市豊沢町218
17	グリーンハイツ配水池(弁室)	姫路市打越1336-122	62	大谷端末監視点	姫路市勝原区大谷228-1
18	的形配水池	姫路市木場277	63	青山端末監視点	姫路市青山北三丁目30
19	白鳥配水池	姫路市白鳥台三丁目1343-681	64	刀出端末監視点	姫路市刀出栄立町424
20	八幡配水池	姫路市林田町八幡752-82	65	上伊勢端末監視点	姫路市林田町上伊勢1136-25
21	城見台低区配水池	姫路市城見台二丁目1111-15	66	花北端末監視点	姫路市増位新町二丁目37
22	城見台中区配水池	姫路市城見台三丁目1111-162	67	細野端末監視点	姫路市豊富町神谷1587-2
23	城見台高区配水池	姫路市城見台三丁目1111-173	68	御蔭供給点(応急給水施設)	姫路市豊富町御蔭
24	青山配水池	姫路市青山1470-485	69	太市端末監視点	姫路市西脇439-8
25	上構配水池	姫路市林田町上構341-2	70	津市場端末監視点	姫路市網干区津市場211
26	唐端配水池	姫路市飾東町夕陽ヶ丘116-2	71	小坂端末監視点	姫路市広畑区小坂202
27	大堤配水池	姫路市林田町大堤55-33	72	広畑端末監視点	姫路市広畑区高浜町3丁目21
28	丁配水池	姫路市勝原区丁	73	赤穂送水ポンプ場	赤穂市中広字東沖1576番地142
29	網干配水場	姫路市網干区垣内西町1806-4	74	堂崎加圧ポンプ所	姫路市家島町宮2007番地
30	平野ポンプ場	姫路市峰南町425-1	75	船木加圧ポンプ所	姫路市家島町宮1817番地41
31	八丈岩山ポンプ場	姫路市田寺東二丁目925-2	76	真浦加圧ポンプ所	姫路市家島町真浦1732番地66
32	打越ポンプ場	姫路市打越450-1	77	坊勢加圧ポンプ所	姫路市家島町坊勢702番地9
33	城見台ポンプ場	姫路市城見台一丁目1111-14	78	西ノ浦加圧ポンプ所	姫路市家島町坊勢701番地197
34	的形ポンプ場	姫路市木場623-3	79	西島加圧ポンプ所	姫路市家島町坊勢684番地
35	細野ポンプ場	姫路市豊富町神谷1587-2	80	男鹿管末計測所	姫路市家島町宮2165番地4
36	青山ポンプ場	姫路市青山1470-46	81	西島加圧ポンプ所	姫路市家島町坊勢684番地
37	八幡ポンプ場	姫路市林田町八幡330-6	82	男鹿管末計測所	姫路市家島町宮2165番地4
38	北平野六丁目ポンプ場	姫路市北平野六丁目1009-240	83	赤穂受水槽	赤穂市中広字東沖1576番地142
39	ヒルズ唐立ポンプ場	姫路市御立北一丁目946-211	84	家島第一配水池	姫路市家島町真浦1975番地21
40	飾西ベルタウンポンプ場	姫路市飾西741-65	85	家島第二配水池	姫路市家島町真浦2069番地31
41	藤ヶ台ポンプ場	姫路市藤ヶ台215-276	86	観音配水池	姫路市家島町宮2141番地
42	ハマグリ台ポンプ場	姫路市西今宿七丁目160-49	87	横山配水池	姫路市家島町真浦2263番地27
43	西山ノ下ポンプ場	姫路市西今宿二丁目460	88	真浦配水池	姫路市家島町真浦1576番地22
44	別所奥山ポンプ場	姫路市別所町別所3	89	男鹿配水池	姫路市家島町宮2165番地8
45	唐端新ポンプ場	姫路市飾東町唐端新90	90	西島配水池	姫路市家島町坊勢685番地

有人施設					
	施設等名称	所在地		施設等名称	所在地
91	甲山浄水場	姫路市豊富町豊富1849	95	家島遠方監視制御プラットフォーム	姫路市家島町真浦2137番地1
92	甲山高区配水池	姫路市豊富町豊富1374-7			
93	甲山低区配水池	姫路市豊富町豊富1374-8			
94	甲山低区第2配水池	姫路市豊富町豊富			
95	甲山計量室	姫路市豊富町豊富1375-12			
96	甲山圧力調整弁室	姫路市豊富町豊富			
97	保城浄水場	姫路市保城527			
98	高木配水池	姫路市花田町高木585			
その他関連施設					
	施設等名称	所在地			
99	真浦旧配水池	姫路市家島町真浦地内			
100	赤穂海底送水管陸上部空気弁 (No.1~No.4)	赤穂市中広字東沖地内			
101	赤穂~家島海底送水管 (赤穂側陸揚げ地点)	赤穂市中広字東沖地先			
102	赤穂~家島海底送水管 (家島側陸揚げ地点)	姫路市家島町真浦地内 (新井ノ浜)			
103	家島~坊勢島海底送水管 (家島側陸揚げ地点)	姫路市家島町真浦地内 (網手ノ浜)			
104	家島~坊勢島海底送水管 (坊勢島側陸揚げ地点)	姫路市家島町坊勢地内 (坊崎ノ浜)			
105	坊勢島~西島海底送水管 (坊勢島側陸揚げ地点)	姫路市家島町坊勢地内 (瀬ノ内ノ浜)			
106	坊勢島~西島海底送水管 (西島側陸揚げ地点)	姫路市家島町真浦地内 (西島・小畑ノ浜)			
107	家島~男鹿島海底送水管 (家島側陸揚げ地点)	姫路市家島町宮地内 (観音ノ浜)			
108	家島~男鹿島海底送水管 (男鹿島側陸揚げ地点)	姫路市家島町宮地内 (男鹿島・池ノ浜)			

中南部地域外浄水施設運轉管理巡回等業務委託

特記仕様書

(水質自動計器等点検編)

姫路市上下水道局水道部浄水課

(目的)

第 1 条 本特記仕様書の目的は、姫路市内外に点在する【中南部地域水質点検対象施設（別紙 1）】の委託施設（以下「委託施設」という。）に示す無人施設等に設置している水質自動計器等装置が、常時正常に機能するように保守点検を行うものである。

(業務の実施場所)

第 2 条 委託業務の実施場所は下記のとおりとする。
姫路市内外の姫路市上下水道局の各水道施設【中南部地域水質点検対象施設（別紙 1）】

(業務の対象機器)

第 3 条 受託者が業務を実施する対象機器は、【中南部地域水質点検対象機器一覧表（別紙 2）】のとおりとする。

(業務の実施内容)

第 4 条 受託者が実施する業務内容は、次号に示すとおりとする。

- (1) 残留塩素計、PH計、濁度計、濁度/色度計、アルカリ度計は、通常点検を年3回（3箇月周期）行い、最終点検月に精密点検を行う。油分計については、通常点検を毎月行い、最終点検月に精密点検を行う。
- (2) 通常点検項目は特記仕様書（水質自動計器点検編）通常点検項目【別紙 2】に示す。
- (3) 精密点検項目は特記仕様書（水質自動計器点検編）精密点検項目【別紙 3】に示す。
- (4) 水圧計、流量計は動作確認が必要な機器を発注者と受託者で協議して選定するものとする。
- (5) 各計測機器の定期交換部品（交換推奨保守部品等を含む）は、別途発注者から支給する。ただし、緊急時においてはこの限りではなく、発注者と協議のうえ受託者において代替部品を用意するなど必要な措置を講じるものとする。また、保守点検業務における必要最低限の測定器具及び試薬、軽微な部品等（取替用補充部品等）は受託者が負担するものとする。

(業務実施工程等の事前協議)

第 5 条 受託者の委託業務工程等作成は次のとおりとする。

- (1) 受託者は業務工程等の作成にあたり、業務実施前に上下水道局監督員との間で点検業務の実施日時等について協議を行い作成すること。
- (2) 前号の定めにより受託者が作成した業務工程表を承認した後に、上下水道局監督員が必要であると認められた時は受託者に通知することにより業務工程を変更する場合がある。

(安全管理)

第 6 条 受託者における機器の点検に際しての安全管理は次のとおりとする。

- (1) 配水池、受水槽のマンホール開口部からの落下物等（携帯、鍵、眼鏡）がないよう点検前に確認を行い、また、配水池等内に落下の恐れのあるものについては固定する等衛生面には細心の注意を払うこと。
- (2) 各ピット内での点検の際は、事前に換気を行う等、酸欠事故防止対策を実施すること。

(作業要領)

第 7 条 受託者は、技術員に安全で、かつ清潔な統一した服装を着用させ、作業に従事させなければならない。

- 2 受託者は、無人施設等の機器類について、各施設別の点検表を作成し提出すること。
- 3 受託者は、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合は、その都度上下水道局監督員に報告し、その経過を記録しなければならない。

- 4 各施設における計装機器の点検は、予め上下水道局監督員と協議し、点検計画の承諾を受け
たうえ、総合的に点検を行い、その測定結果を記録等添付のうえ、報告しなければならない。
- 5 点検、調整により発見した不良箇所または事故、故障の発生した損傷箇所のうち、提供部品
を用いて現場で修理可能なものについては、修理内容を上下水道局監督員と協議のうえ、処
置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに、上下水道
局監督員に報告すること。

（有資格者による作業）

第 8 条 電気工作物、薬品物等の取扱いは、関係法令に従って作業を行い、保護具の使用等、その
他安全対策に十分注意を払うこと。

（事故等の防止）

第 9 条 受託者は、本業務の実施をするにあたり各委託施設への移動については安全を第一に行い、
事故を起こさないよう注意すること。また、特殊な操作方法等が必要となる送配水施設が
多数存在するため、受託者は誤操作による機器等の破損、又は水質事故等が起こらぬよう
細心の注意を払うこと。

（疑義）

第 10 条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受託者の双方で協
議のうえ決定するものとする。

特記仕様書（水質自動計器点検編）通常点検項目【別紙2】

（別紙2）

通常点検項目は、次に示すとおりとする。

・残留塩素計

- ① 外観目視検査
- ② 脱泡槽、測定槽、サンプルラインの清掃
- ③ 電極部、接点部清掃点検
- ④ セラミック（ガラス）ビーズの点検
- ⑤ サンプル流量調整
- ⑥ 駆動部（モータ、ギヤー等）目視点検
- ⑦ DPD法によるスパン校正、ゼロ校正

・PH計

- ① 外観目視検査
- ② 検出器清掃
- ③ 標準液（PH4、7）又は（PH7、9）による2点校正
- ④ KCL補給

・濁度計

i) 高感度形

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、窓ガラス、脱泡槽の清掃
- ③ ゼロスパン校正（チェックプレートによる）
- ④ サンプル流量調整

ii) 表面散乱形

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、レンズ、脱泡槽の清掃
- ③ ゼロスパン校正（チェックプレートによる）
- ④ サンプル流量調整
- ⑤ 自動洗浄動作の確認

iii) レーザー光方式

- ① 外観目視検査
- ② 配管、チューブの点検、洗浄
- ③ 乾燥剤の点検
- ④ 濁度センサー、レーザーの点検
- ⑤ サンプル流量調整

iv) レーザー光方式高感度形

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽のオーバーフロー量・配管の点検、清掃
- ③ 乾燥剤の点検
- ④ 測定セル、レーザーの点検
- ⑤ サンプル流量調整

・濁度/色度計

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、レンズ、脱泡槽の清掃
- ③ ゼロスパン校正（チェックプレートによる）
- ④ サンプル流量調整

• 導電率計

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、検出器の清掃

• 温度計

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、検出器の清掃

• アルカリ度計

- ① 外観目視検査
- ② 脱泡槽、測定槽、サンプルラインの清掃

• 油分計

- ① 外観目視検査
- ② 脱泡槽、サンプルラインの清掃
- ③ スパージャー清掃（3ヶ月毎）
- ④ 逆洗動作確認
- ⑤ サンプルポンプ、電動バルブ動作確認
- ⑥ コンプレッサー動作確認
- ⑦ ゼロ校正
- ⑧ スパン校正（3ヶ月毎）

ただし、センサー交換はスパン校正エラー発生及びセンサー周波数の状態により判断する。

特記仕様書（水質自動計器点検編）精密点検項目【別紙3】

（別紙3）

精密点検項目は、次に示すとおりとする。

・残留塩素計

- ① 外観目視検査
- ② 脱泡槽、測定槽、サンプルラインの清掃
- ③ 電極部、接点部清掃点検
- ④ 定期交換保守部品の交換
- ⑤ サンプル流量調整
- ⑥ 駆動部（モータ、ギヤ等）点検整備
- ⑦ DPD法によるスパン校正、ゼロ校正、アナログ出力校正
- ⑧ 測温抵抗体の抵抗試験
- ⑨ ループ試験（1点）

・PH計

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、ホルダー、電極の清掃点検
- ③ KCL補給、パイプ点検
- ④ 定期交換保守部品の交換
- ⑤ 標準液（PH4、7、9）による校正
- ⑥ 変換器点検校正、アナログ出力校正
- ⑦ 超音波振動子テスト
- ⑧ 測温抵抗体の抵抗試験
- ⑨ ループ試験（1点）

・濁度計

i) 高感度形

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、窓ガラス、脱泡槽の清掃
- ③ 定期交換保守部品の交換
- ④ 光軸調整
- ⑤ ゼロスパン校正（チェックプレートによる）
- ⑥ アナログ出力校正
- ⑦ サンプル流量調整
- ⑧ ループ試験（1点）

ii) 表面散乱形

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、レンズ、脱泡槽の清掃
- ③ 定期交換保守部品の交換
- ④ 光源ランプ電圧校正
- ⑤ 測定槽水平固定確認、調整
- ⑥ ゼロスパン校正（チェックプレートによる）
- ⑦ アナログ出力校正
- ⑧ 自動洗浄動作の確認
- ⑨ サンプル流量調整
- ⑩ ループ試験（1点）

iii) レーザー光方式

- ① 外観目視検査
- ② 配管、チューブの点検、洗浄
- ③ 乾燥剤の交換
- ④ 濁度センサー（レーザー）の点検
- ⑤ サンプル流量調整
- ⑥ ループ試験（1点）

iv) レーザー光方式高感度形

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽のオーバーフロー量及び配管の点検、清掃
- ③ 測定セル、レーザーの点検、洗浄
- ④ 乾燥剤の交換
- ⑤ サンプル流量調整
- ⑥ ループ試験（1点）

• 濁度/色度計

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、レンズ、脱泡槽の清掃
- ③ 定期交換保守部品の交換
- ④ 光軸調整
- ⑤ ゼロスパン校正（チェックプレートによる）
- ⑥ アナログ出力校正
- ⑦ サンプル流量調整
- ⑧ ループ試験（1点）

• 導電率計

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、検出器の清掃
- ③ ゼロスパン校正（ポータブル測定器との比較）
- ④ アナログ出力校正
- ⑤ ループ試験（1点）

• 温度計

- ① 外観目視検査
- ② 測定槽、サンプルライン、検出器の清掃
- ③ 温度変換器模擬入力試験
- ④ アナログ出力校正
- ⑤ 検出器絶縁抵抗試験
- ⑥ ループ試験（1点）

• アルカリ度計

- ① 外観目視検査
- ② 脱泡槽、測定槽、サンプルラインの清掃
- ③ 定期交換保守部品の交換
- ④ PHゼロスパン校正（PH4、7、9による校正）
- ⑤ アルカリ度ゼロスパン校正

- ⑥ アナログ出力校正
- ⑦ ループ試験（1点）

・油分計

- ① 外観目視検査
- ② 脱泡槽、サンプルライン、スパージャーの清掃
- ③ 定期交換保守部品の交換
- ④ 逆洗動作確認
- ⑤ サンプルポンプ、電動バルブ動作確認
- ⑥ コンプレッサー動作確認
- ⑦ サンプル水、A I R流量調整
- ⑧ ゼロスパン校正
- ⑨ ループ試験（1点）

中南部地域外浄水施設運転管理巡回等業務委託

特記仕様書

(試料水採水運搬 (浄水定期検査) 編)

姫路市上下水道局水道部浄水課

(目的)

第 1 条 本特記仕様書の目的は、姫路市家島町内給水栓水の水質検査のために必要な、検体の採水を行い、保城浄水場まで搬送を行うものである。

(業務の実施場所)

第 2 条 委託業務の実施場所は下記のとおりとする。
姫路市家島町真浦 1732 番地 66 (真浦加圧ポンプ所)

(業務の対象機器)

第 3 条 受託者が業務を実施する対象機器は、真浦加圧ポンプ所 (姫路市家島町真浦 1732 番地 66) 内の指定する検査用水採取器とする。

(業務の実施内容及び作業要領)

第 4 条 受託者が実施する業務内容は、次号に示すとおりとする。

(1) 採水日程

毎月 1 回とし、計画は付表 1「採水予定日」のとおり。

ただし、気象状況等により、同月の平日に日程変更することもあり得る。

また、次の場合は、発注者の指示に従い直ちに再採水を行い、保城浄水場まで搬送すること。

ア) 採水漏れ等の不備があった場合

イ) 発注者が受け取った時点で、梱包の不備に起因する試料瓶の破損等があった場合

ウ) 検査結果が異常値となり、原因が明らかに採水時の不手際によるものと判断できる場合

エ) その他、受託者の責による不備があった場合

なお、この場合の再採水に係る経費は受託者の負担とする。

(2) 試料容器等の準備

採水に必要な機材、容器類は発注者が準備し、採水日の前々日までに保城浄水場で引き渡す。

(3) 採水方法等

特記仕様書 (試料水採水運搬 (浄水定期検査) 編)【別紙 1】採水方法のとおり。

採水は、発注者が開催する採水研修を受講した者が行うこと。

採水時には、水温、遊離残留塩素濃度、残留塩素濃度を測定し、別紙様式「採水記録票」にボールペン等で記録すること (鉛筆書き不可)。

採水時に残留塩素濃度等の異常を認めた場合は、直ちに発注者にその内容を報告すること。

(4) 検査用試料の搬送方法

採水した試料及び採水記録票はクーラーボックスに入れて保冷し、破損防止の措置を施して午前 11 時 30 分までに保城浄水場へ搬送を行う。搬送に係る費用は受託者の負担とする。

(安全管理)

第 5 条 受託者における本業務に係る安全管理は次のとおりとする。

(1) 受託者は、本業務に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。

(3) 本業務施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

(業務報告)

第 6 条 受託者は、採水毎に採水記録票を提出すること。

(疑義)

第 7 条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受託者の双方で協議のうえ決定するものとする。

付表1 採水予定日

採水予定日 (※1)				検査種別 (※2)	採取瓶数 (※3)		
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度				
4月	—	(※4)	(※4)	基準検査2	19本		
5月	—			令和10年3月に別途通知	通常検査	10本	
6月	—			通常・農薬検査	14本		
7月	15日(火)			—	基準検査1	21本	
8月	19日(火)			—	通常検査	10本	
9月	16日(火)			—	通常・農薬検査	14本	
10月	21日(火)			令和8年3月に別途通知	—	基準検査2	19本
11月	18日(火)			令和9年3月に別途通知	—	通常検査	10本
12月	16日(火)			—	—	通常検査、クリプト	10本+クリプト20L×1
1月	20日(火)			—	—	基準検査1	21本
2月	17日(火)	—	—	通常検査	10本		
3月	16日(月)	—	—	通常検査	10本		

※1、2 採水予定日及び検査種別は変更になることがある。

※3 法令改正等により、採取瓶数は変更になることがある。

※4 令和8～10年度の採水予定日は、当該年度の採水予定日が確定する令和8年3月、令和9年3月、令和10年3月に別途通知する。

採水方法

1 準備物

- 採水記録票
- ボールペン等
- 残留塩素計（試薬、予備電池 単 4×4 本）
- 水温計
- プロワイプ
- ビニール手袋
- ターボライター
- エタノールスプレー
- 塩酸(1+10)（基準検査項目の採水時）
- 時計等、時間がわかるもの
- クーラーボックス（採水容器、保冷剤）
- ゴミ入れ
- 5L 計量カップ（基準検査項目の採水時）

2 採水手順

- (1) 蛇口に異常がないことを確認（汚れ、異物）
異常があった場合は清掃等を実施（洗剤やアルコール等は使用しないこと）
- (2) 蛇口を開き、水温計で水温を測定しながら、安定するまで排水（流量約 5L/分で 5 分程度）
- (3) 時刻、水温測定値読み取り → 採水記録票に記入（鉛筆書き不可、必ずボールペン等を使用）
- (4) 遊離残留塩素濃度、残留塩素濃度測定 → 採水記録票に記入
- (5) 採水実施（原則、手袋着用）
 - 採水瓶の共洗い不要
 - 「⑫ 40mL 白蓋ガラス瓶」は、塩酸(1+10)を 4～5 滴添加
 - 「⑬ 滅菌瓶」以外は、満水採水
 - 「⑬ 滅菌瓶」は、基準項目の採水時以外は最後に採水する。採水前にターボライターで吐出口を炙って（ターボライターに不具合が出た場合はエタノールスプレーを用いて）消毒した後、蓋や容器の内部に触れないように注意しながら瓶の肩口まで採水し、隔離用の小袋に入れてからクーラーボックスに収納
 - あらかじめ採水瓶内に薬品が入っている瓶もあるため、その取り扱いには注意する。
 - 採水途中で吐出し量が変わった場合は、流量が安定するまで待ってから採水再開
 - 「⑭ 60mL オレンジ蓋ポリ瓶」は、15 分滞留法による採水とする。流量約 5L/分で 5 分間流し捨て、その後 15 分間滞留させたのち、先と同じ流量（約 5L/分）で流しながら開栓直後から 5L 計量カップに採取し、オレンジ蓋ポリ瓶に分取する。なお、先に流水法による採水を行った場合で、すでに流量約 5L/分で 5 分間の流し捨てが行えていると判断できる場合は、15 分間の滞留から開始してもよい。
- (6) ガラス製採水瓶の破損防止処置を行い、クーラーボックスで保冷して保城浄水場まで搬送を行う。

3 検査種別の採水瓶

(1) 通常項目検査時

R7年度 (R7年:8、9、11、12月、R8年:2、3月)

R8年度 (8回)、R9年度 (8回)、R10年度 (2回)

〔	の⑩	1L ガラス瓶	2本	〕	農薬検査 (6、9月の予定)
	の	110mL 白蓋ガラス瓶	1本		
	の1	40mL 白蓋ガラス瓶 (試薬入り)	1本		
	の2	40mL 白蓋ガラス瓶 (試薬入り)	1本		

〔	20L ポリ容器	1本	〕	年1回クリプト検査用 (12月の予定)
---	----------	----	---	------------------------

- ① 250mL ガラス瓶 2本 (9月は1本)
- ② 2L ポリ瓶 2本
- ③ 40mL 赤蓋ガラス瓶 1本
- ④ 60mL 青蓋ポリ瓶 2本
- ⑤ 40mL 青蓋ガラス瓶 (試薬入り) 1本
- ⑥ 200mL 角ポリ瓶 (試薬入り) 1本
- ※ 蛇口を火炎滅菌
- ⑬ 100mL 滅菌瓶 (試薬入り) 1本

採水順序



(2) 基準項目検査時

R7年度 (R7年:7、10月、R8年:1月)

R8年度 (4回)、R9年度 (4回)、R10年度 (1回)

- ① 250mL ガラス瓶 1本、1L ガラス瓶 1本
- ② 2L ポリ瓶 2本
- ③ 40mL 赤蓋ガラス瓶 1本
- ④ 60mL 青蓋ポリ瓶 2本
- ⑤ 40mL 青蓋ガラス瓶 (試薬入り) 1本
- ⑥ 200mL 角ポリ瓶 (試薬入り) 1本
- ⑦ 110mL ガラス瓶 (試薬入り) 1本
- ⑧ 110mL ガラス瓶 (試薬入り) 1本
- ⑨ 1L ガラス瓶 (試薬入り) 1本 (7、1月のみ、10月なし)
- ⑩ 1L ガラス瓶 (試薬入り) 1本
- ⑪ 40mL 黄蓋ガラス瓶 (試薬入り) 1本
- ⑫ 40mL 白蓋ガラス瓶 (試薬入り) 2本 ← 塩酸 (1+10) を4、5滴添加
- ⑬ 110mL ガラス瓶 1本 (7、1月のみ 10月なし)
- P 120mL 共栓ガラス瓶 1本
- ※ 蛇口を火炎滅菌
- ⑬ 100mL 滅菌瓶 (試薬入り) 1本
- ※ 15分滞留法
- ⑭ 60mL オレンジ蓋ポリ瓶 2本

採水順序



【中南部地域水質点検対象施設（別紙1）】

	施設等名称	所在地		施設等名称	所在地
1	甲山浄水場	姫路市豊富町豊富1849	31	岡町端末監視点	姫路市山野井町140
2	保城浄水場	姫路市保城527	32	中浜端末監視点	姫路市飾磨区中浜町一丁目4-2
3	田井浄水場	姫路市田井台1-7	33	妻鹿端末監視点	姫路市飾磨区妻鹿987-8
4	林田浄水場	姫路市林田町六九谷1027-2	34	見野端末監視点	姫路市四郷町見野824-2
5	龍野浄水場	たつの市龍野町北龍野164-1	35	田寺端末監視点	姫路市田寺東二丁目43
6	網干配水場	姫路市網干区垣内西町1806-4	36	玉手端末監視点	姫路市玉手四丁目111
7	御蔭隧道配水池	姫路市豊富町御蔭3131	37	豊沢端末監視点	姫路市豊沢町218
8	太市配水池	姫路市西脇1580-68	38	大谷端末監視点	姫路市勝原区大谷228-1
9	北平野配水池	姫路市梅ヶ谷町773-5	39	青山端末監視点	姫路市青山北三丁目30
10	八丈岩山配水池	姫路市田寺東一丁目906-100	40	刀出端末監視点	姫路市刀出栄立町424
11	的形配水池	姫路市木場277	41	上伊勢端末監視点	姫路市林田町上伊勢1136-25
12	白鳥配水池	姫路市白鳥台三丁目1343-681	42	花北端末監視点	姫路市増位新町二丁目37
13	グリーンハイツ配水池	姫路市打越1336-122	43	赤穂送水ポンプ場	赤穂市中広字東沖1576番地142
14	八幡配水池	姫路市林田町八幡752-82	44	堂崎加圧ポンプ所	姫路市家島町宮2007番地
15	城見台低区配水池	姫路市城見台二丁目1111-15	45	船木加圧ポンプ所	姫路市家島町宮1817番地41
16	城見台中区配水池	姫路市城見台三丁目1111-162	46	真浦加圧ポンプ所	姫路市家島町真浦1732番地66
17	城見台高区配水池	姫路市城見台三丁目1111-173	47	坊勢加圧ポンプ所	姫路市家島町坊勢702番地9
18	船場川取水口	姫路市保城888-2	48	西ノ浦加圧ポンプ所	姫路市家島町坊勢701番地197
19	八丈岩山ポンプ場	姫路市田寺東二丁目925-2	49	西島加圧ポンプ所	姫路市家島町坊勢684番地
20	平野ポンプ場	姫路市峰南町425-1	50	男鹿管末計測所	姫路市家島町宮2165番地4
21	打越ポンプ場	姫路市打越450-1	51	家島第一配水池	姫路市家島町真浦1975番地21
22	城見台ポンプ場	姫路市城見台一丁目1111-14	52	家島第二配水池	姫路市家島町真浦2069番地31
23	的形ポンプ場	姫路市木場623-3	53	観音配水池	姫路市家島町宮2141番地
24	細野ポンプ場	姫路市豊富町神谷1587-2	54	横山配水池	姫路市家島町真浦2263番地27
25	青山ポンプ場	姫路市青山1470-46	55	真浦配水池	姫路市家島町真浦1576番地22
26	八幡ポンプ場	姫路市林田町八幡330-6	56	男鹿配水池	姫路市家島町宮2165番地8
27	光大寺弁室	姫路市四郷町東阿保1384-1	57	西島配水池	姫路市家島町坊勢685番地
28	田井端末監視点	姫路市田井台1-7	58	その他関連施設	
29	浜田端末監視点	姫路市網干区浜田1611			
30	大塩端末監視点	姫路市大塩町292-4			

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	甲山浄水場	甲山浄水場 1 系残留塩素計				
2	甲山浄水場	甲山浄水場 2 系残留塩素計				
3	甲山浄水場	甲山浄水場後塩素残留塩素計				
4	保城浄水場	保城浄水場中塩素残留塩素計				
5	保城浄水場	保城浄水場後塩素残留塩素計				
6	田井浄水場	田井浄水場残留塩素計				
7	田井浄水場	田井端末残留塩素計				
8	林田浄水場	林田浄水場残留塩素計				
9	林田浄水場	上伊勢端末残留塩素計				
10	龍野浄水場	龍野浄水場浄水残留塩素計				
11	龍野浄水場	龍野浄水場排水残塩計				
12	龍野浄水場	龍野浄水場回収用原水残塩計				
13	御蔭隧道配水池	御蔭隧道配水池次亜注入前残留塩素計				
14	御蔭隧道配水池	御蔭隧道配水池次亜注入後残留塩素計				
15	太市配水池	太市配水池地残塩計				
16	北平野配水池	北平野配水池残留塩素計				
17	網干ポンプ場	網干ポンプ場残留塩素計				
18	青山ポンプ場	青山ポンプ場残塩計				
19	打越ポンプ場	打越ポンプ場残留塩素計				
20	城見台ポンプ場	城見台ポンプ場残留塩素計				
21	的形ポンプ場	的形ポンプ場残留塩素計				
22	細野ポンプ場	細野端末残留塩素計				
23	浜田端末監視点	浜田端末残留塩素計				
24	大塩端末監視点	大塩端末残留塩素計				
25	妻鹿端末監視点	妻鹿端末残留塩素計				
26	見野端末監視点	見野端末残留塩素計				
27	花北端末監視点	花北端末残留塩素計				
28	坊勢加圧ポンプ所	坊勢加圧ポンプ所残留塩素計				
29	西ノ浦加圧ポンプ所	西ノ浦加圧ポンプ所残留塩素計				
30	家島第一配水池	家島第一配水池残留塩素計				
31	家島第二配水池	家島第二配水池残留塩素計				
32	観音配水池	観音配水池残留塩素計				
33	横山配水池	横山配水池残留塩素計				
34	真浦配水池	真浦配水池残留塩素計				
35	男鹿配水池	男鹿配水池残留塩素計				
36	西島配水池	西島配水池残留塩素計				

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	甲山浄水場	甲山浄水場2系混糞池PH計				
2	甲山浄水場	甲山浄水場第一浄水PH計				
3	甲山浄水場	甲山浄水場1系分配水槽PH計				
4	甲山浄水場	甲山浄水場原水PH計				
5	保城浄水場	保城浄水場No.2高速沈澱池PH計				
6	保城浄水場	保城浄水場原水PH計				
7	田井浄水場	田井浄水場PH計				
8	林田浄水場	林田浄水場PH計				
9	林田浄水場	上伊勢端末PH計				
10	龍野浄水場	龍野浄水場浄水PH計				
11	龍野浄水場	龍野浄水場原水PH計				
12	網干配水場	網干配水場PH計				
13	打越ポンプ場	打越ポンプ場PH計				
14	的形ポンプ場	的形ポンプ場PH計				
15	浜田端末監視点	浜田端末PH計				
16	大塩端末監視点	大塩端末PH計				
17	家島第一配水池	家島第一配水池PH計				

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	甲山浄水場	甲山浄水場原水濁度計				
2	甲山浄水場	甲山浄水場沈殿水濁度計				
3	甲山浄水場	甲山浄水場1系ろ過池濁度計				
4	甲山浄水場	甲山浄水場2系ろ過池濁度計				
5	甲山浄水場	甲山浄水場浄水濁度計				
6	保城浄水場	保城浄水場原水濁度計				
7	保城浄水場	保城浄水場取水濁度計				
8	保城浄水場	保城浄水場浄水濁度計				
9	田井浄水場	田井浄水場浄水濁度計				
10	田井浄水場	田井浄水場1系取水井濁度計				
11	田井浄水場	田井浄水場2系取水井濁度計				
12	林田浄水場	林田浄水場No.1浅井戸濁度計				
13	林田浄水場	林田浄水場No.2急速ろ過濁度計				
14	林田浄水場	林田浄水場浄水濁度計				
15	龍野浄水場	龍野浄水場浄水濁度計				
16	龍野浄水場	龍野浄水場原水濁度計				
17	龍野浄水場	龍野浄水場No.1膜ろ過水濁度計				
18	龍野浄水場	龍野浄水場No.2膜ろ過水濁度計				
19	龍野浄水場	龍野浄水場No.3膜ろ過水濁度計				
20	龍野浄水場	龍野浄水場No.4膜ろ過水濁度計				
21	龍野浄水場	龍野浄水場No.5膜ろ過水濁度計				
22	龍野浄水場	龍野浄水場No.6膜ろ過水濁度計				
23	龍野浄水場	龍野浄水場No.1回収用膜ろ過水濁度計				
24	龍野浄水場	龍野浄水場No.2回収用膜ろ過水濁度計				
25	龍野浄水場	龍野浄水場No.3回収用膜ろ過水濁度計				
26	保城浄水場	保城浄水場ろ過排水濁度計				

油分監視装置

中南部地域水質点検対象機器一覧表（別紙2） 4-6

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	保城浄水場	保城浄水場油分監視装置				
	保城浄水場	水中油分監視装置用記録計(保城)				
2	甲山浄水場	甲山浄水場油分監視装置				
	甲山浄水場	水中油分監視装置用記録計(甲山)				

アルカリ度計

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	甲山浄水場	甲山浄水場アルカリ度計				

汚泥流量計

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	甲山浄水場	甲山浄水場汚泥流量計				

導電率計

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	甲山浄水場	甲山浄水場原水導電率計				

温度計

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	甲山浄水場	甲山浄水場原水温度計				

	設置場所	計器名称	形名	計器番号	製造年月	備考
1	保城浄水場	保城浄水場送水圧力計(直送)				
2	田井浄水場	田井浄水場流入圧力				
3	林田浄水場	林田浄水場圧力				
4	網干ポンプ場	網干ポンプ場受水圧力				
5	網干ポンプ場	網干ポンプ場配水圧力				
6	八丈岩山ポンプ場	八丈岩山ポンプ場水圧計				
7	打越ポンプ場	打越ポンプ場受水圧力				
8	城見台ポンプ場	城見台ポンプ場送水圧力計				
9	城見台ポンプ場	城見台ポンプ場受水圧力計				
10	平野ポンプ場	平野ポンプ場流入圧力計				
11	平野ポンプ場	平野ポンプ場流出圧力計				
12	的形ポンプ場	的形ポンプ場流入圧力計				
13	的形ポンプ場	的形ポンプ場配水圧力計				
14	細野ポンプ場	細野端末水圧計				
15	田井端末監視点	田井端末圧力				
16	浜田端末監視点	浜田端末圧力				
17	大塩端末監視点	大塩端末水圧計				
18	岡町端末監視点	岡町端末水圧計				
19	中浜端末監視点	中浜端末水圧計				
20	妻鹿端末監視点	妻鹿端末水圧計				
21	見野端末監視点	見野端末水圧計				
22	田寺端末監視点	田寺端末水圧計				
23	玉手端末監視点	玉手端末水圧計				
24	豊沢端末監視点	豊沢端末水圧計				
25	大谷端末監視点	大谷端末圧力				
26	青山端末監視点	青山端末圧力				
27	刀出端末監視点	刀出端末圧力				
28	上伊勢端末監視点	上伊勢端末圧力				
29	花北端末監視点	花北端末圧力				
30	西ノ浦加圧ポンプ所	西ノ浦加圧ポンプ所水圧計				
31	男鹿管末計測所	男鹿管末計測所圧力				

	設置場所	計器名称	変換器形名	計器番号	製造年月	備考
1	甲山浄水場	1系取水流量				
2	甲山浄水場	2系取水流量				
3	甲山浄水場	高区送水量				
4	甲山浄水場	高区配水量				
5	甲山浄水場	低区送水量				
6	甲山浄水場	低区配水量				
7	甲山浄水場	バイパス量				
8	甲山浄水場	御蔭送水量				
9	甲山浄水場	御蔭東部配水量				
10	甲山浄水場	1系No.1ろ過流量				
11	甲山浄水場	1系No.2ろ過流量				
12	甲山浄水場	1系No.3ろ過流量				
13	甲山浄水場	1系No.4ろ過流量				
14	甲山浄水場	1系No.5ろ過流量				
15	甲山浄水場	1系No.6ろ過流量				
16	甲山浄水場	2系自動洗浄ろ過流量				
17	甲山浄水場	2系自動洗浄ろ過流入流量				
18	甲山浄水場	2系横流沈殿流入流量				
19	甲山浄水場	1系PAC注入流量				
20	甲山浄水場	2系PAC注入流量				
21	甲山浄水場	高速沈殿1号ろ過流量				
22	甲山浄水場	高速沈殿2号ろ過流量				
23	甲山浄水場	汚泥流量計				
24	保城浄水場	原水流量(表流水)				
25	保城浄水場	地下水取水流量				
26	保城浄水場	高木送水量				
27	保城浄水場	高木配水量				
28	保城浄水場	直送配水量				
29	保城浄水場	甲山系受水流量				
30	保城浄水場	上澄水流量				
31	保城浄水場	1号ろ過流量				
32	保城浄水場	2号ろ過流量				
33	保城浄水場	3号ろ過流量				
34	保城浄水場	4号ろ過流量				
35	保城浄水場	5号ろ過流量				
36	保城浄水場	6号ろ過流量				
37	田井浄水場	1系取水流量				
38	田井浄水場	2系取水流量				
39	田井浄水場	1系取水流量(紫外線)				
40	田井浄水場	2系取水流量(紫外線)				
41	田井浄水場	龍野系受水流量				
42	田井浄水場	美濃山送水流量				
43	田井浄水場	美濃山配水流量				
44	龍野浄水場	(旧設備)送水流量				
45	龍野浄水場	(旧設備)取水流量				
46	龍野浄水場	太市配水流量				

47	龍野浄水場	送水流量計				
48	龍野浄水場	原水流量計				
49	龍野浄水場	ろ過流量計				
50	林田浄水場	龍野受水流量				
51	林田浄水場	上構送水流量				
52	林田浄水場	上構配水流量				
53	網干配水場	自己水受水流量				
54	網干配水場	配水流量				
55	北平野配水池	配水量				
56	北平野配水池	配水量				
57	北平野配水池	配水量				
58	八丈岩山配水池	配水量				
59	的形配水池	配水量				
60	平野ポンプ場	配水量				
61	打越ポンプ場	受水流量				
62	打越ポンプ場	白鳥送水量				
63	打越ポンプ場	GH送水量				
64	白鳥配水池	配水量				
65	グリーンハイツ配水池	配水量				
66	城見台ポンプ場	受水流量				
67	城見台ポンプ場	送水流量				
68	城見台高区配水池	高区配水量				
69	城見台中区配水池	中区配水量				
70	城見台低区配水池	低区配水量				
71	八幡ポンプ場	流入流量				
72	八幡配水池	配水流量				
73	赤穂送水ポンプ場	送水流量計				
74	堂崎加圧ポンプ所	送水流量計				
75	船木加圧ポンプ所	送水流量計				
76	真浦加圧ポンプ所	送水流量計				
77	坊勢加圧ポンプ所	送水流量計				
78	西ノ浦加圧ポンプ所	送水流量計				
79	西島加圧ポンプ所	送水流量計				
80	男鹿管末計測所	配水流量				
81	家島第一配水池	配水流量				
82	家島第二配水池	配水流量				
83	観音配水池	配水流量				
84	横山配水池	配水流量				
85	真浦配水池	配水流量				
86	男鹿配水池	配水流量				
87	西島配水池	配水流量				
88	ポータブル（保城）	仮設用				

中南部地域外浄水施設運轉管理巡回等業務委託

特記仕様書

(耐震性貯水槽保守点検編)

姫路市上下水道局水道部浄水課

(目的)

第 1 条 本特記仕様書の目的は、姫路市内に点在する【点検対象貯水施設】の委託施設（以下「委託貯水施設」という。）に設置している耐震性貯水槽設備が、常時正常に機能するように保守点検及び清掃管理を行うものである。

(業務の実施場所)

第 2 条 委託業務の実施場所は下記のとおりとする。
姫路市内の各貯水施設【点検対象貯水施設】

(業務の対象機器)

第 3 条 受託者が業務を実施する対象施設は、耐震性貯水槽点検清掃箇所表のとおりとする。

(業務の実施内容)

第 4 条 受託者が実施する業務内容は、次号に示すとおりとする。

(1) 通常巡回点検（各施設年 6 回）

- ① 弁室内異常の有無確認
- ② 塗装（鋼管製）又はモルタル（ダクタイル鋳鉄製）の損傷
- ③ 弁類、給水口、消火栓の変形
- ④ ボルト、ナットの緩み
- ⑤ 室内貯留水の排水
- ⑥ 弁室内の換気
- ⑦ 人孔蓋破損確認※ロックナット等

(2) 緊急遮断弁 A 点検（各施設年 1 回）

1) 保守点検対象装置製造業者の技術者立会いの下、動作確認及び装置の点検を実施する。
点検内容は緊急遮断弁が貯水槽内の圧力低下を検知し、閉鎖状態になるか確認する。

- ① 弁室の状態、各動作点検確認
- ② 使用圧力の測定、各ストップ弁開閉状態（設定水压確認）
- ③ 弁本体外観目視点検（塗装、発錆・キズ、各外部漏れ、ねじの緩み）
- ④ ストレーナ・パイロット配管清掃
- ⑤ 空気弁外観状況、フロート状態、漏水状態の確認
- ⑥ 警報装置作動（点滅）試験
- ⑦ 指定部品交換

(3) 貯水槽施設清掃（年 1 箇所）

1) 貯水槽施設清掃は通常巡回点検項目も合わせて実施する。

- ① 貯水槽内面の汚れ・損傷の状態
- ② 指定部品交換

(作業要領)

第 5 条 作業要領及び注意点は、次号に示すとおりとする。

- 2 断水作業が必要な場合は、上下水道局職員が指示する。受託者はその指示に従うものとする。
- 3 点検、調整により発見した不良箇所または事故、故障の発生した損傷箇所のうち、提供部品を用いて現場で修理可能なものについては、修理内容を上下水道局監督員と協議のうえ、処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急措置を施すとともに、上下水道局監督員に報告すること。

(安全管理)

第 6 条 受託者における機器の点検に際しての安全管理は次のとおりとする。

- (1) 受託者は、作業区域内に関係者以外が立ち入らないよう立入禁止対策を実施すること。
- (2) 受託者は、酸素欠乏危険個所での作業が伴う場合、酸素濃度測定及び換気を行い酸素濃度18%以上となるよう対策を施すこと。対策に必要な機器は受託者負担とする。

(有資格者による作業)

第 8 条 電気工作物、薬品物等の取扱いは、関係法令に従って作業を行い、保護具の使用等、その他安全対策に十分注意を払うこと。特に酸素欠乏危険個所での作業は有資格者によるものとする。

(事故等の防止)

第 9 条 受託者は、本業務の実施をするにあたり各委託施設への移動については安全を第一に行い、事故を起こさないよう注意すること。また、特殊な操作方法等が必要となる送配水施設が多数存在するため、受託者は誤操作による機器等の破損、又は水質事故等が起こらぬよう細心の注意を払うこと。

(疑義)

第 10 条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、発注者と受託者の双方で協議のうえ決定するものとする。

【点検対象貯水施設】 耐震性貯水槽点検清掃箇所表

No	名称	容量	設置場所	場所 詳細	緊急 遮断弁	弁室 内部 点検 (年6回)	A点検 (年1回)	貯水槽内清掃			備考
								2025	2026	2027	
1	香呂小学校	100 t	香寺町香呂626	校庭	クボタ	○	○				
2	御国野小学校	100 t	御国野町御着1049-3	校庭	クリモト	○	○	○			
3	姫路市防災センター	100 t	三左衛門堀西の町3	駐輪場	クリモト	○	○			○	
4	西部備蓄倉庫	100 t	勝原区勝原町16-2	駐車場	クリモト	○	○				
5	安室小学校	100 t	田寺六丁目11-12	校庭	クリモト	○	○				
6	高浜小学校	100 t	飾磨区阿成鹿古250	校庭	クボタ	○	○				
7	夢前事務所	80 t	夢前町前之庄2160	駐車場	クリモト	○	○				
8	安富事務所	60 t	安富町安志1151	駐車場	クボタ	○	○				
9	船場小学校	100 t	東雲町一丁目29	校庭	クボタ	○	○				
10	灘市民センター	100 t	白浜町宇佐崎中二丁目520	駐車場	クボタ	○	○		○		